



健感発 0722 第 1 号
平成 21 年 7 月 22 日

各 都道府県
政令市
特別区 新型インフルエンザ担当部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
施行規則の一部を改正する省令について（施行通知）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 133 号。以下「改正省令」という。）は、本日、別添のとおり公布され、平成 21 年 7 月 24 日から施行されることになったところである。

改正の概要は、下記のとおりであるので、関係者に対して周知徹底を図り、その実施に遺憾なきを期したい。

記

第 1 改正の概要

1 改正省令の施行後において、新型インフルエンザ（A/H1N1）と診断された患者（疑似症患者を含む。）又は無症状病原体保有者（以下「患者等」という。）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第12条の規定に基づく医師の届出が必要な場合は、次に掲げる場合であること。

- (1) 当該患者等が通い、又は入所、入居若しくは入院している施設（以下「患者等の属する施設」という。）において、新型インフルエンザ（A/H1N1）の確定患者が確認されている旨の連絡を保健所長から受けた場合

(2) 患者等の属する施設において、新型インフルエンザ（A／H1N1）
が集団的に発生しているおそれがある旨の連絡を保健所長から受けた場
合

2 1の(1)及び(2)の保健所長からの連絡は、書面、電子メール、FAX等に
より行われ、かつ、当該書面等に、法第12条に規定する届出を求める期間
が示されていなくてはならないこと。書面等に記載すべき事項については、
別紙様式を参照されたいこと。

平成 年 月 日

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

施行規則第3条第3号に規定する連絡について

管内の下記施設におきまして、新型インフルエンザ（A／H1N1）の確定患者が確認され、又は当該感染症が集団的に発生しているおそれがあると判断いたしましたので、その旨ご連絡いたします。

つきましては、貴機関におかれまして、同施設に通い、又は入所、入居若しくは入院している新型インフルエンザ（A／H1N1）の患者（疑似症患者を含む。）を、

※ 期間を記入してください。

例1) 5月1日 例2) 5月1日から5月8日までの間

に、診断された場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条の規定に基づく届出が必要となりますので、ご留意の上、その実施のほど、よろしくお願ひいたします。

施設名 :

施設所在地 :

【連絡元】

保健所名 :

保健所長 :

連絡先 : 電話

FAX

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四十四号）第十二条の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年七月二十一日

厚生労働大臣 別添 要一

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

省令

第三条に次の二号を加える。

三 診断した新型インフルエンザ等感染症（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH1N1であるものに限る。）の患者又は無症状病原体保有者について、当該患者又は無症状病原体保有者が通い、又は入所、入居若しくは入院している施設において、当該感染症の患者（法第八条第二項の規定により患者とみなされる者を除く。）が確認されている旨の連絡その他当該感染症が集団的に発生しているおそれがある旨の連絡を保健所長から受けた場合（書面（電子的方式、磁気的方式その他の方式で作られる記録を含む。以下この号において同じ。）で連絡が行われた場合であつて、かつ、当該書面に定める期間内に診断された場合に限る。）に該当しない場合

附 則
この省令は、平成二十二年七月二十四日から施行する。

事務連絡
平成 21 年 7 月 22 日

各 都道府県
政令市
特別区 新型インフルエンザ担当部（局）

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則
の一部を改正する省令の施行に伴う運用の変更について（Q & A等）

標記について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 133 号）が、本日、公布され、平成 21 年 7 月 24 日から施行されることとなったところであるが、その運用に係る参考資料を、下記のとおり作成したので、貴管内の関係者に対して周知願いたい。

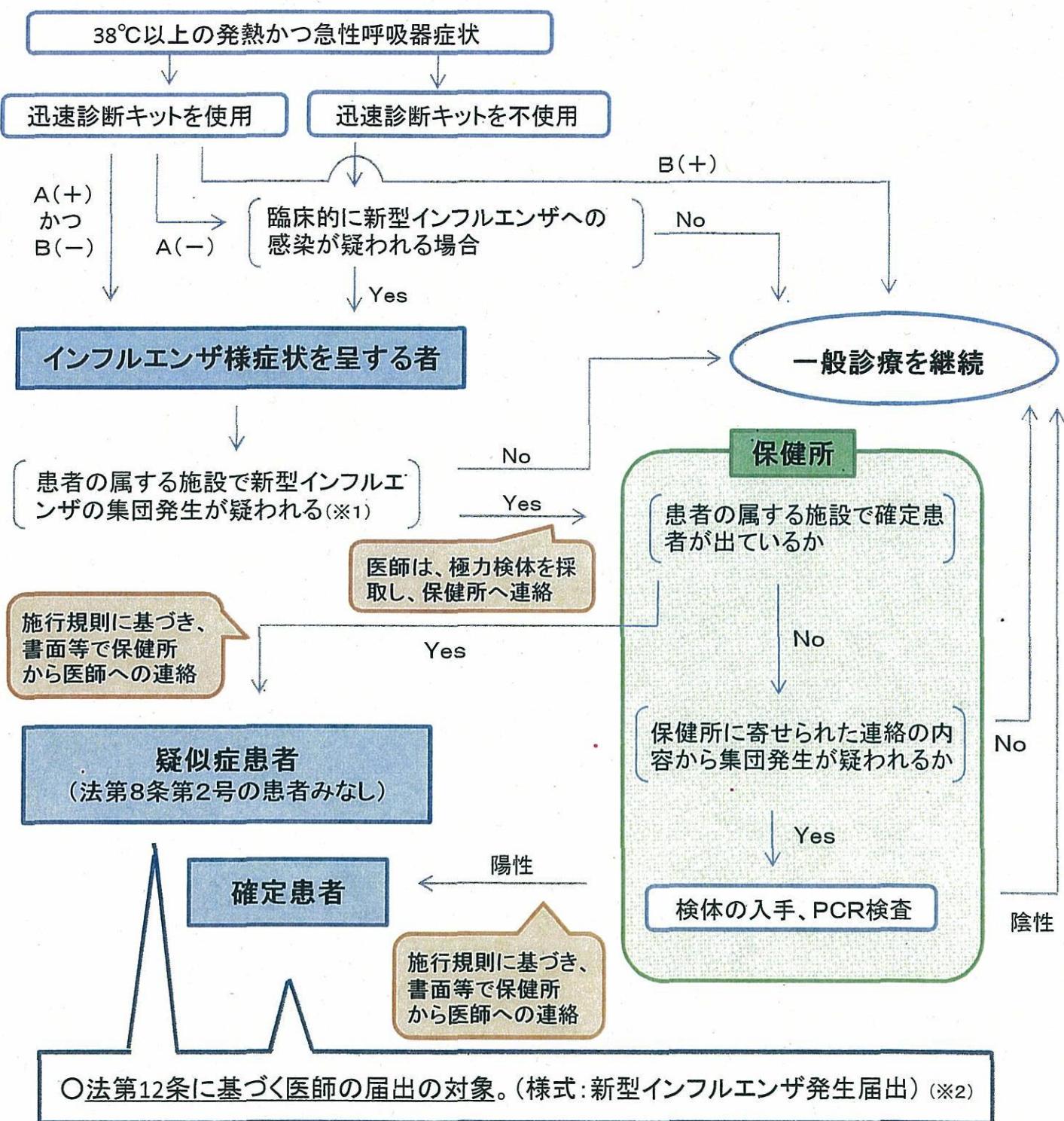
記

別紙 1 感染症法第 12 条に基づく医師の届出までの流れについて

別紙 2 省令改正に伴う医師の届出の変更についての Q & A

別紙 3 クラスターサーベイランスの全体的な流れについて

感染症法第12条に基づく医師の届出までの流れについて



※1 診察した患者に対する問診等により「患者の属する施設で新型インフルエンザの集団発生が疑われる」かどうかを判断をしていただきます。具体的な連絡対象等はQ&Aを参照のこと。

※2 施行規則第3条第3号に規定する保健所長からの連絡を受けた場合に、医師に届出の義務が生じます。また、当該連絡に記載する期間内に同一の集団に属する新型インフルエンザの疑似症患者を診断した場合には、感染症法第12条に基づく届出が必要となります。

本資料は、法第12条に基づく医師の届出までの流れの概要を示したものであり、別途、インフルエンザ入院サーベイランス等については、それぞれの事務連絡等を参照の上、ご対応をよろしくお願ひいたします。

省令改正に伴う医師の届出の変更についてのQ & A

平成21年7月22日

1 医師の届出に関するQ & A

問1 今般の省令改正で、新型インフルエンザ（A／H1N1）の患者を診断した場合でも、保健所に対する届出は不要になったのか。

6月19日に「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（改定版）」が策定され、新型インフルエンザ（A／H1N1）について、個々の発生例すべてを把握するのではなく、放置すれば大規模な流行につながる可能性のある集団発生を重点的に把握する旨の方針が示されました。

これを受け、感染症法施行規則の一部を改正し、新型インフルエンザ（A／H1N1）の患者（疑似症患者を含む。以下同じ。）を診断した場合であっても、その事例が、集団的に発生しているものでなければ、感染症法第12条に基づく医師の届出を不要としたところです。

具体的に、診断した新型インフルエンザ（A／H1N1）の患者について、感染症法第12条に基づく届出が必要な場合とは、以下のようないふたつです。

- ・ 患者が通っている又は入所、入居等している施設（以下単に「患者の通う施設」という。）において、新型インフルエンザ（A／H1N1）の確定患者が確認されている旨の連絡を保健所長から受けた場合
- ・ 患者の通う施設において、新型インフルエンザ（A／H1N1）が集団的に発生しているおそれがある旨の連絡を保健所長から受けた場合

また、上記のような場合以外であっても、医師がインフルエンザ様患者を診察した場合であって、患者が通う施設において新型インフルエンザ（A／H1N1）の集団的な発生が疑われるような場合であれば、広く保健所に連絡してください。

問2 「インフルエンザ様症状の患者を診察した場合であって、患者が通う施設において新型インフルエンザ（A／H1N1）の集団的な発生が疑われるような場合」とは具体的にどのような場合か。

問診の結果、患者の周囲に複数のインフルエンザ様症状を呈している者がいる可能性があると判断される場合や、医師が同一の施設に通う患者でインフルエンザ様症状を呈する者を1週間以内に2名以上診察した場合等をいいます。

問3 「患者が通う施設において」とあるが、具体的に何を指すのか。また、逆にどのようなものが当たらないのか。

学校、社会福祉施設、医療施設、職場、部活、サークル、塾、集団生活をしている寮などが当たります。

逆に、集団の規模が小さい家族（家）や、反復して、継続的に、同一の者が接触することとはならないスポーツクラブ、イベント（スポーツ大会、結婚式、祭り）などは、一義的には当たりません。ただし、地域で定期的に開催される大規模なイベントなどは、大規模な感染拡大の端緒を捕らえる可能性があるので、当該イベントに参加していた者の中でインフルエンザ様症状を呈する者を複数診断した場合、保健所への連絡の対象としていただくことが望まれます。

問4 問3で「患者が通う施設」として挙げられた施設において、複数のインフルエンザ患者が発生している疑いがあると判断される場合は、集団の規模等にかかわらず、保健所への連絡対象となるのか。

集団内における感染拡大を防止する趣旨に鑑み、ある程度の規模以上の集団を対象とすべきであると考えています。そのため、家族や小規模なものは対象としないこととしており、目安としては10人以上の集団について、連絡の対象として考えてください。

問5 学校は連絡の対象となることであるが、それは学級単位で考えるのか。この判断によって、連絡対象が大きく変わることになる。

学校単位で判断することとします。

問6 問1にある感染症法第12条に基づく届出が必要になる場合の「保健所長からの連絡」とは具体的にどのような場合に、どのようになされるのか。

保健所長からの連絡は、FAXや電子メール等の書面で行うこととなります。具体的には、医師から患者が通う施設において集団的な発生が疑われる旨の連絡を受け、保健所が必要な検査、確認を行い、当該集団で確定患者が出た場合や集団的な発生のおそれがあると判断した場合に、医師に対し、書面を送付します。

当該書面を受けた医師は、感染症法第12条に基づき、必要事項を発生届出の様式に記入の上、最寄りの保健所に届出を行ってください。

2 保健所の対応に関するQ&A

問1 医師からの連絡を受けた場合に、患者が通う集団で確定患者が確認されていなければ、保健所において、「集団的に発生していると判断する場合に」PCR検査を実施することとなっているが、具体的にどのように判断するのか。

他の医師からの連絡の数、医師からの報告内容を勘案し判断することとなります。たとえば、報告された事例について、10名未満の集団における発生事例である場合や他の疾患によるものである可能性が高い場合等は、PCR検査を必ずしも行う必要はありません。

問2 確定患者が確認された集団に属する者について、医師から疑似症患者としての届出を受けた場合、PCR検査は必要か。

必要ありません。ただし、重症化のおそれがある場合など、医療上の必要性がある場合は、この限りではありません。

問3 学校の設置者や社会福祉施設の施設長から、集団発生が疑われる旨の連絡があった場合、患者からの検体採取はどのような手続きで行えばよいのか。

ご指摘の検体の採取については、保健所が、患者から直接検体を採取することも可能ですし、患者に医療機関を受診するよう勧奨し、受診した医療機関に検体採取を要請していただいて構いません。

また、確定患者が発生した集団で確認された疑似症患者については、PCRによる確定診断を行う必要はありません。

問4 確定患者が確認された場合、必要に応じて周辺の医療機関に周知することあるが、この周知は、感染症法施行規則第3条第3号に基づく連絡として実施するのか。

ご指摘の周知は規則第3条第3号に規定する報告ではなく、医師に対する注意喚起として行っていただきます。

当該周知は、医師が、診察した患者の通う施設において集団感染が発生している疑いがあるかどうかを判断するために重要な情報ですので、幅広に行っていただきたいと考えております。

問5 確定患者が確認された場合、感染症法第15条に基づく積極的疫学調査は必要なのか。

6月19日に公表された改定版の運用指針の趣旨に鑑み、原則、必要です。具体的な方法については、平成21年7月22日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡「新型インフルエンザA(H1N1)の国内発生時における積極的疫学調査実施要綱の改定について」をご参照ください。

問6 保健所長からの連絡は、期間を定めることとなっているが、期間は具体的に何に基づき判断されるのか。

ご指摘の期間は、連絡を受けた医師に、無制限に届出の義務が課されることを避けるために規定することとしたものであり、医師から集団発生が疑われる患者を診察した旨の報告を受けた場合、又は積極的疫学調査で受診勧奨された患者を診察した際の確認の報告を医師から受けた場合に、保健所から連絡を行うこととしているので、その趣旨、運用方針に鑑み、患者を診断した日のみを期間として設定していただいて構いません。

確定患者が確認された施設が小学校である場合などは、集団に属する者の行動範囲が限定的であることから、同一の集団から同じ医療機関を受診する疑似症患者が複数出ることが想定されるため、届出を実施しなくてはならない期間を、確定患者を確認した日から1週間とする等、一定の幅を持たせて設定することも考えられます。

問7 秋冬に向けて患者が急増してくれば、集団的な発生に限定したとしても、医師に届出を求め続けることは不可能ではないか。

6月19日に公表した運用指針（改定版）においては、そのサーベイランスのあり方について、「感染拡大の早期探知の取組を停止し、定点医療機関における発生動向の把握等に特化するとともに、病原性や薬剤耐性などの変化を見るため病原体サーベイランスを継続するなど、状況に応じた対応を行う」と規定されており、医師の届出のあり方についても、適時に見直しを行うこととしています。

規則第3条の改正に伴う医師の届出対象の変更について

今後のクラスターサーベイランスについて

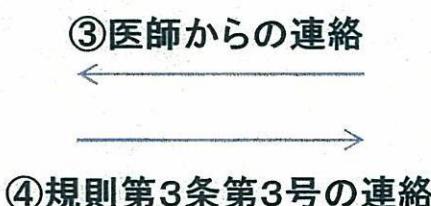
- 【原則】** 今後は、秋冬に向けて国内での患者数の大幅な増加が起こりうるという観点に立ちつつ、個々の発生例ではなく、患者数の大幅な増加の端緒となる事例や全国的な傾向を的確かつ速やかに探知し、対策につなげていくことを感染拡大防止の基本とする。
- 【構成】**
- I クラスターの端緒の把握 → 医師に対し幅広に報告を求める。
 - II クラスターの規模の特定 → 感染症法第12条の規定に基づく届出義務を課す。

I クラスターの端緒の把握について

保健所において、患者が通う施設における集団的な発生を疑った場合は、PCR検査を実施する。



PCR検査陽性だった場合、患者を診察した医師に対して、感染症法施行規則第3条第3号の連絡を行う。



医師が集団発生を疑った場合、保健所へ連絡



問診により集団発生かどうかを確認

②医師による問診等

①受診

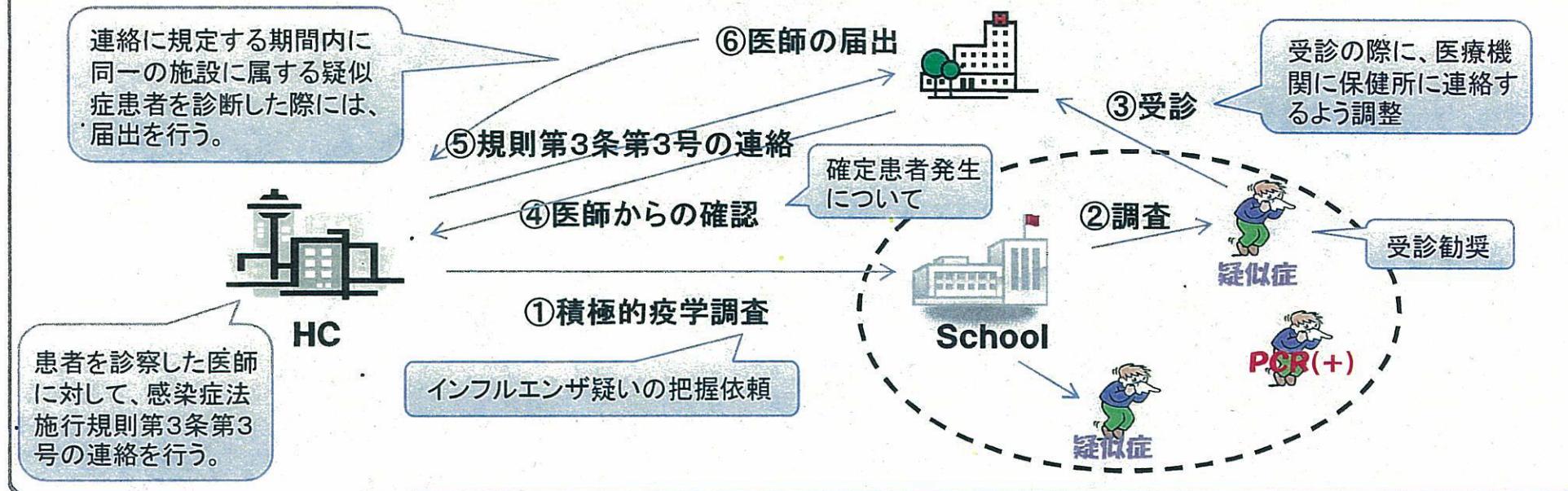


⑤医師の届出

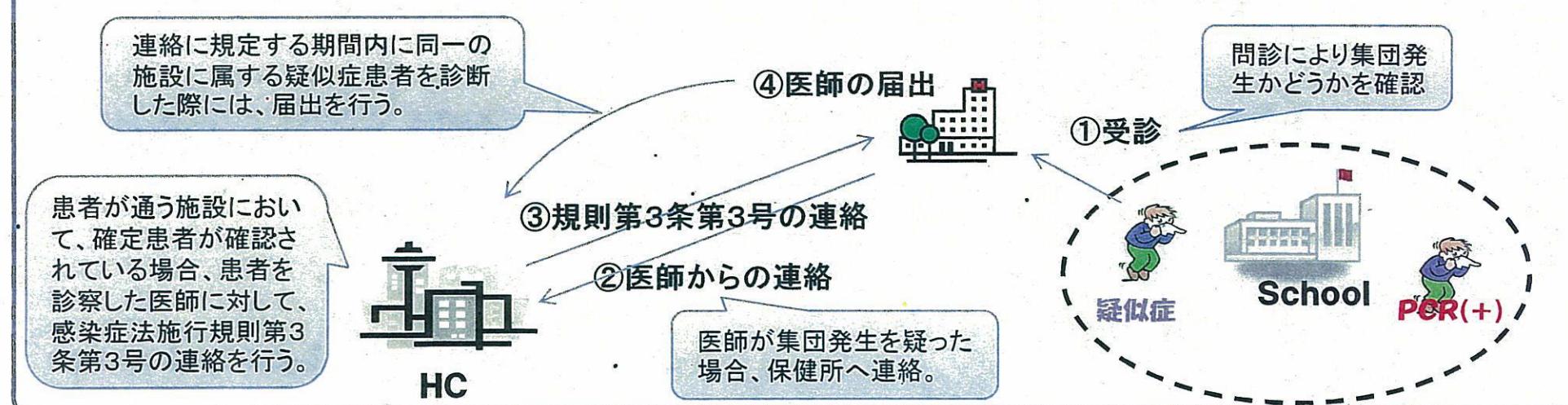
医師は、確定患者についての届出を行うとともに、連絡に規定する期間内に同一の施設に属する疑似症患者を診断した際には、届出を行う。

規則第3条の改正に伴う医師の届出対象の変更について

II クラスターの規模の特定について(積極的疫学調査による把握)



II クラスターの規模の特定について(医師からの報告による把握)



健感発 0722 第 2 号
平成 21 年 7 月 22 日

各 都道府県
政 令 市
特 別 区 新型インフルエンザ担当部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



新型インフルエンザ（A／H1N1）に係る症例定義及び届出様式等について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 12 条の規定に基づく医師の届出については、平成 21 年 5 月 22 日健感発第 0522001 号本職通知「新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の再改定について」等において、その症例定義や運用方針等について示し、貴管内の各医療機関への周知をお願いしてきたところである。

今般、6 月 19 日に「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（改定版）」（以下「運用指針（改定版）」という。）が策定されたことを受け、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 133 号。以下「改正省令」という。）が、本日、公布され、平成 21 年 7 月 24 日から施行されることとなったところ、法第 12 条の規定に基づく医師の届出に係る症例定義及びその運用方針等を下記のとおりとするので、貴管内の各医療機関への周知徹底をお願いしたい。

なお、本通知は平成 21 年 7 月 24 日より適用することとし、別紙 3 に掲げる通知及び事務連絡は、同年 7 月 23 日をもって廃止することとする。

記

第 1 症例定義及び届出様式

今般の新型インフルエンザ（A／H1N1）の症例定義を別紙 1 のとおりとし、法第 12 条の規定に基づく医師の届出の様式を別紙 2 のとおりとする。

第2 改正省令の施行後の運用方針について

1 新型インフルエンザ（A／H1N1）の集団発生の端緒の把握

運用指針（改定版）に基づき新型インフルエンザ（A／H1N1）の集団発生を捕捉するに当たり、集団発生の端緒を、より迅速かつ正確に把握する観点から、以下のように実施することとする。

(1) 医師は、インフルエンザ様症状を呈する患者を診察した場合、当該患者に対する問診等を行い、当該患者が通い、又は入所、入居若しくは入院している施設（以下「患者の属する施設」という。）において、新型インフルエンザ（A／H1N1）の集団的な発生が疑われるかどうかを判断する。

問診等により、集団的な発生が疑われると判断した場合、医師は、直ちに次に掲げる情報を最寄りの保健所に連絡するとともに、極力、患者の検体を採取しておくこととする。

ア 患者の属する施設（学校、学習塾、社会福祉施設、医療施設、職場等）の名称及び所在地

イ 患者から聴取した疫学情報（主に患者の属する施設で、どのような症状の者が、どの程度発生していると推測されるか等）

(2) 当該連絡を受けた保健所は、それまでに得ている情報を勘案し、患者の属する施設において、新型インフルエンザ（A／H1N1）が集団的に発生していると判断した場合には、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）の本庁に報告を行うとともに、患者の検体を入手し、PCR検査を実施する。

また、保健所は、学校の設置者や社会福祉施設等の施設長等から、当該施設内において、新型インフルエンザ（A／H1N1）の複数の患者の発生が疑われる旨の連絡を受けた場合においても、同様に、都道府県等の本庁に報告を行うとともに、当該施設内のインフルエンザ様症状を呈する患者から検体を入手し、PCR検査を実施する。

(3) 検査の結果、新型インフルエンザ（A／H1N1）の確定患者であることが判明した場合、保健所は、当該患者を診断した医師に対して、患者の属する施設において、新型インフルエンザが集団的に発生しているおそれがある場合に該当するものとして、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号。以下

「施行規則」という。) 第3条第3号に規定する連絡を行い、医師は、法第12条の規定に基づき、確定患者としての届出を実施する。

- (4) 保健所は、必要に応じて、周辺の医療機関に対して管内で集団発生が生じていることを周知することとし、インフルエンザ様症状を呈する患者を診察した場合には、集団発生の可能性を確認するよう求めることとする。

2 新型インフルエンザ（A／H1N1）の集団発生の規模の特定

1により捕捉した新型インフルエンザ（A／H1N1）の集団発生については、その規模を特定し、運用指針（改定版）に基づき感染拡大防止対策を実施することとなることを踏まえ、当該集団に属する疑似症患者も、法第8条第2項の規定により患者とみなして第12条の規定による届出を行うこととする。新型インフルエンザ（A／H1N1）の集団発生の規模の特定、集団における当該感染症の疑似症患者の届出は、以下のように実施する。

(1) 法第15条の規定に基づく積極的疫学調査による把握

ア 1により捕捉した新型インフルエンザ（A／H1N1）の集団発生に対して、保健所は法第15条の規定に基づく積極的疫学調査を実施する。積極的疫学調査の方法等については、平成21年7月22日厚生労働省「新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡「新型インフルエンザ（A／H1N1）の国内発生時における積極的疫学調査実施要綱の改定について」を参照されたい。

イ 確定患者が確認された施設の設置者等に感染状況に係る調査を求める場合には、感染が疑われる者に対し、医療機関を受診するよう勧奨することとし、受診した医療機関から保健所に対し、患者の属する施設において確定患者が発生していることを確認するよう調整する。

ウ 受診した医療機関から確認のための連絡があった場合、保健所は、当該医療機関に対し施行規則第3条第3号に規定する連絡を行うこととし、連絡を受けた医師は、法第12条の規定に基づき、疑似症患者としての届出を実施する。

(2) 集団発生を疑った医師からの報告による把握

医師が、インフルエンザ様症状を呈する患者を診察し、患者の属する

施設において新型インフルエンザ（A／H1N1）が集団的に発生していることを疑い、保健所に対して第2の1の(1)の連絡を行った場合に、当該施設において既に確定患者が確認されているときは、保健所は、施行規則第3条第3号に規定する連絡を行うこととし、医師は、法第12条の規定に基づき、疑似症患者としての届出を実施する。

第3 今度のサーベイランス体制について

今後、我が国では、秋冬に向けて新型インフルエンザ（A／H1N1）の患者数が増加していくことと予想されるところ、運用指針（改定版）においては、そのサーベイランスのあり方について、「感染拡大の早期探知の取組を停止し、定点医療機関における発生動向の把握等に特化するとともに、病原性や薬剤耐性などの変化を見るため病原体サーベイランスを継続するなど、状況に応じた対応を行う」と規定されており、医師の届出のあり方についても、適時に見直しを行うこととする。

新型インフルエンザ

(1) 定義

新型インフルエンザウイルスの感染による感染症である。

(2) 臨床的特徴

咳、鼻汁又は咽頭痛等の気道の炎症に伴う症状に加えて、高熱（38℃以上）、熱感、全身倦怠感などがあられる。また、消化器症状（下痢、嘔吐）を伴うこともある。

なお、国際的連携のもとに最新の知見を集約し、変更される可能性がある。

(3) 届出基準

ア 患者(確定例)

患者(確定例)は、(2)の臨床的特徴を有する者のうち、38℃以上の発熱かつ急性呼吸器症状*1のある者を診察した結果、症状や所見から新型インフルエンザが疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、新型インフルエンザと医師が診断した場合とする。ただし、年齢、基礎疾患、服薬状況などの影響によって、38℃以上の発熱を呈さない場合もあることに留意する。

この場合において、検査材料は、左欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・咽頭ぬぐい液・その他
検体から直接のPCR法(Real-timePCR法、Lamp法等も可)による病原体の遺伝子の検出	
中和試験による抗体の検出（ペア血清による抗体価の有意の上昇）	血清

イ 無症状病原体保有者

無症状病原体保有者は、(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表に掲げる検査方法により、新型インフルエンザの無症状病原体保有者と医師が診断した場合とする。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・咽頭ぬぐい液・その他
検体から直接のPCR法(Real-timePCR法、Lamp法等も可)による病原体の遺伝子の検出	
中和試験による抗体の検出（ペア血清による抗体価の有意の上昇）	血清

ウ 疑似症患者

疑似症患者は(2)の臨床的特徴を有する者のうち、38℃以上の発熱かつ急性呼吸器症状*1のある者を診察した結果、症状や所見から、医師が新型インフルエンザを疑った場合とする。ただし、年齢、基礎疾患、服薬状況などの影響によって、38℃以上の発熱を呈さない場合もあることに留意する。

エ 感染症死者の死体

感染症死者の死体は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検査した結果、症状や所見から、新型インフルエンザを疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、新型インフルエンザにより死亡したと医師が判断した場合とする。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・咽頭ぬぐい液・その他
検体から直接のPCR法(Real-timePCR法、Lamp法等も可)による病原体の遺伝子の検出	
中和試験による抗体の検出(ペア血清による抗体価の有意の上昇)	血清

才 感染症死亡疑い者の死体

感染症死亡疑い者の死体は、(2)の臨床的特徴を有した死体を検査した結果、症状や所見から、新型インフルエンザにより死亡したと疑われる場合とする

* 1. 急性呼吸器症状：

- 急性呼吸器症状とは、最近になって少なくとも以下の1つ以上の症状を呈した場合をいう
- ア) 鼻汁もしくは鼻閉
 - イ) 咽頭痛
 - ウ) 咳嗽

新型インフルエンザ発生届

都道府県知事（保健所設置市・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下の通り届け出る

報告年月日 平成 年 月 日

医師の氏名 _____ 印 _____
 (署名又は記名押印のこと)

従事する病院・診療所の名称 _____

上記病院・診療所の所在地(※) _____

電話番号(※) () _____

(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断（検査）した者（死体）の類型				
・患者（確定例）・疑似症患者・無症状病原体保有者・感染症死者の死体・感染症死亡疑い者の死体				
2 当該者氏名	3 性別	4 生年月日	5 診断時の年齢（0歳は月齢）	6 当該者職業
	男・女	年 月 日	歳（ か月）	
7 当該者住所 _____ 電話（ ） -				
8 当該者所在地 _____ 電話（ ） -				
9 保護者氏名	10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入) 電話（ ） -			

11 症 状	・38度以上の発熱・38度未満の発熱 ・鼻汁もしくは鼻閉・咽頭痛・咳嗽・下痢 ・嘔吐・全身倦怠感・関節痛・筋肉痛 ・肺炎・多臓器不全・脳症・意識障害 ・その他（ ）	18 感染原因・感染経路・感染地域	
		クラスターの属性	・学校 名称（ ） ・福祉施設 名称（ ） ・医療機関 名称（ ） ・その他（ ）
12 診 断 方 法	・インフルエンザ迅速診断キットA型陽性 ・分離・同定による病原体の検出 検体：鼻腔・咽頭ぬぐい液 その他（ ） ・検体から直接のPCR法等による病原体遺伝子の検出 検体：鼻腔・咽頭ぬぐい液 その他（ ） ・ペア血清での中和抗体の検出 結果：抗体陽転・抗体価の有意上昇 ・その他の方法（ ） 検体（ ） 結果（ ） ・臨床決定（ ）	感染地域（確定・推定） ・日本国内（ 都道府県 市区町村） ・国外（ 国 詳細地域）	
		保健所がNESIDに入力する際は、当欄に集団発生の発見端緒となつた患者のNESID上の報告IDを必須記入とする	
13 発病年月日	平成 年 月 日	19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項	
14 診断（検査※）年月日	平成 年 月 日		
15 入院年月日	平成 年 月 日		
16 退院年月日（*）	平成 年 月 日		
17 死亡年月日	平成 年 月 日		

(1, 3, 11, 12, 18 欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13 から 17 欄は年齢、年月日を記入すること。

11, 12 欄は、該当するものすべてを記載すること。)

今般正式に廃止する通知及び事務連絡

1 通知

- 平成21年4月29日厚生労働省健康局結核感染症課長通知「新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）に係る症例定義及び届出様式について」
- 平成21年5月9日厚生労働省健康局結核感染症課長通知「新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の改定について」
- 平成21年5月13日厚生労働省健康局結核感染症課長通知「新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の再改定について」
- 平成21年5月22日厚生労働省健康局結核感染症課長通知「新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の再改定について」

2 事務連絡

- 平成21年5月1日厚生労働省健康局結核感染症課長事務連絡「新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）の症例定義について」
- 平成21年5月5日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）の症例定義について」
- 平成21年5月9日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「新型インフルエンザ疑似症患者の取り扱いについて」
- 平成21年5月12日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「新型インフルエンザの症例定義等の改定に関する問合せについて」
- 平成21年5月24日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「新型インフルエンザの症例定義等の改定に関する問合せについて」